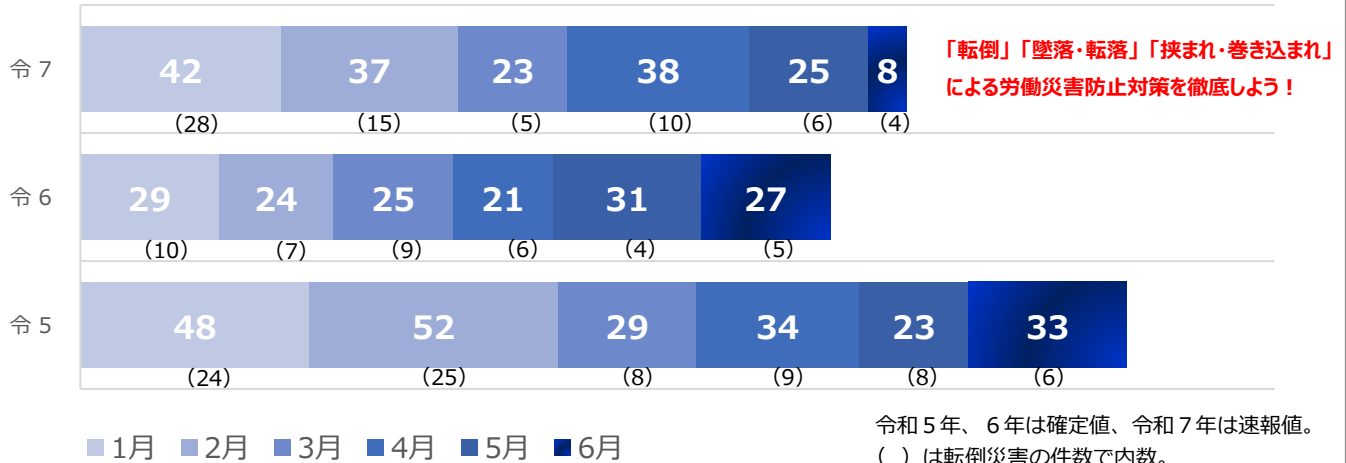




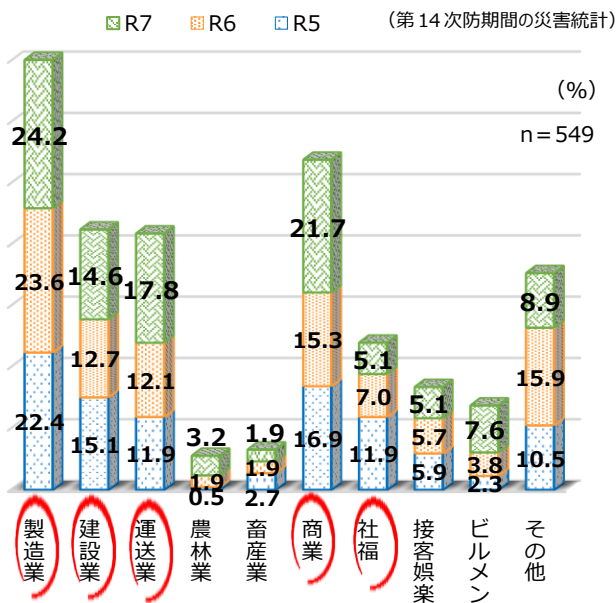
I 労働災害発生状況（第14次労働災害防止計画 R7 上半期）

令和7年上半期、花巻監督署管内の労働災害は前年比で+39.4%と大きく増加していますが、4月～6月期は前年同期比-10%です。また、事故型別では、第1位「転倒」、第2位「墜落・転落」、第3位「挟まれ・巻き込まれ」となっており、これらの防止対策の徹底が求められます。

第14次労働災害防止計画（月別発生状況）

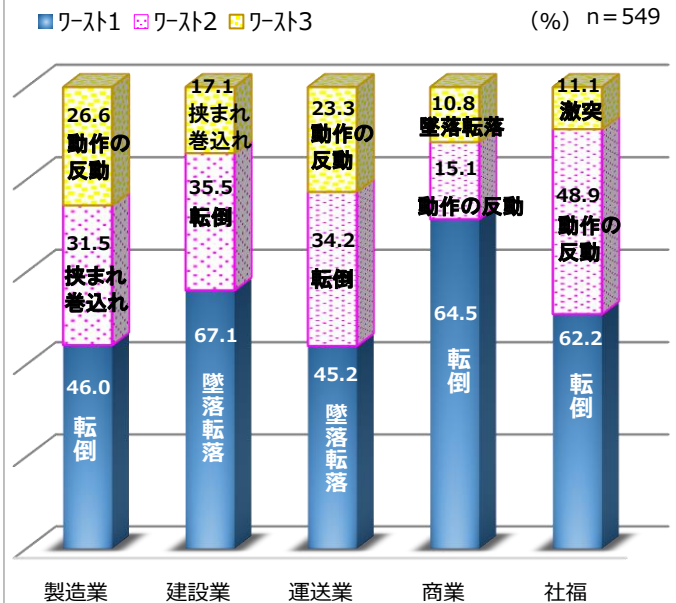


全産業の中で労働災害多発業種は



(令和7年6月末速報値、令和5年及び6年は各年6月末確定値)

労災多発5業種 多い事故パターンは



(令和7年6月末速報値+令和5年の6年各年6月末の確定値)

II シリーズ 健康情報 ⑤『暑さに負けない食事』の巻

7月は相当暑かったですね。暑さのピークは8月です。暑さに負けない重要なポイントである「食事」について考えてみましょう。

「暑さに負けない食べ物」について AI の回答は、「旬の野菜、良質なタンパク質、ビタミン B1、ビタミン C、クエン酸などを積極的に摂取しましょう」ということです。

旬の夏野菜の代表選手は、トマト、キュウリ、ナス、ピーマン、オクラ、ゴーヤー、トウモロコシ、ズッキーニ、パプリカ、レタス等ですね。家庭菜園やプランター栽培なども流行っているので「私も育てているよ!」という方も多いと思います。

タンパク質は肉、魚、卵、大豆製品など、**ビタミン B1**は豚肉、大豆、豆腐、モロヘイヤ、カリフラワー、**ビタミン C**はトマト、アセロラ、赤ピーマン、ゴーヤー、パプリカ、ブロッコリー等、**クエン酸**は梅干し、レモン、パイナップル、グレープフルーツ等

おすすめメニュー：冷やしトマト、夏野菜のサラダ、夏野菜の天ぷら、冷やし中華+夏野菜、サラダうどん、カルパッチョ、納豆とオクラの和え物、豚肉と大根の生姜煮、パプリカのきんぴら、豚しゃぶと大葉のおろし和え+鰹節、どれもおいしそうです！是非お試しください。ニンニク・ニラ・玉ねぎ等「アリシン」を含む食材と一緒に食べると good！ こちらも参照▶「[熱中症を予防する食事の摂り方](#)」（環境省）

夏バテ防止は、「食事」と「睡眠」が最も重要です。元気で働くためにも元気な体が資本です！ 美味しく！元気で！安全に！

Ⅲ ハラスメント対策・女性活躍推進に関する法改正のお知らせ

I：ハラスメント対策強化に向けた改正ポイント

- カスタマーハラスメントや、求職者等に対するセクシュアルハラスメントを防止するために、雇用管理上必要な措置を講じることが事業主の義務となります！
(施行日：公布後1年6か月以内の政令で定める日)

II：女性活躍の更なる推進に向けた改正ポイント

- 令和8年（2026年）3月31日までとなっていた法律の有効期限が、令和18年（2036年）3月31日までに延長されました。
- 従業員数101人以上の企業は、「男女間賃金差異」及び「女性管理職比率」の情報公表が義務となります。
(施行日：令和8年4月1日)
- プラチナえるぼし認定の要件が追加されます。
(施行日：公布後1年6か月以内の政令で定める日)

業種規模問わず全企業が対象です。公布日：令和7年6月11日
(一部、令和8年4月1日施行)

カスタマーハラスメント対策の義務化

求職者等に対するセクハラ対策の義務化

情報公表の必須項目の拡大

プラチナえるぼし認定の要件追加

法改正について詳細は、厚生労働省 HP（概要、通達、リーフレット）
[令和7年労働施策総合推進法等の一部改正について](#)

ハラスメントのない職場の実現に向けた国の啓発活動を強化します！

事例動画など役立つコンテンツを掲載

あかるい職場応援団 HP

検索



Ⅳ 「労働契約等解説セミナー」開催のご案内

厚生労働省では、委託事業により、労働契約に関するルールをはじめ、パートや契約社員等が長期的に活躍できる制度「無期転換ルール」や、「副業・兼業の促進に関するガイドライン」について分かりやすく解説します。テキスト、受講料は **無料** です。

詳しくは、セミナー専用 web サイト をご覧ください ➡ <https://roukeiseminar.mhlw.go.jp/>



参加申込型セミナー (オンラインセミナー)

人事・労務担当者必見！働くルールの整備に必要な法令を解説します。労働者のご参加も歓迎です。

[詳しくはこちら](#)



講師派遣型セミナー

中小・小規模企業等向けセミナーや労働者向けセミナーをご依頼により実施いたします。

[詳しくはこちら](#)



個別相談会

セミナー内容に関する個別の相談会を実施いたします。セミナーへのご参加にかかわらず、どうぞお気軽にお申し込みください。

[詳しくはこちら](#)



動画視聴・ 資料ダウンロード

ご好評いただいております「労働契約等解説セミナー」の動画を掲載しています。また、セミナーテキスト、資料集のダウンロードが可能です。

[詳しくはこちら](#)

V 労働基準法 よくある相談 ⑬『損害賠償』

Q：会社の車をぶつけてしまいました。修理代はどうなるの？

A：会社の車だけでなく、機械や設備を壊した、ミスで損害が出た等々、業務に伴い予期しないトラブルが発生し、その結果として、例えば、修理代等が発生することがあります。この場合、会社は、当事者（労働者）に対して修理代等の負担を求めることがあります。

入社時にサインさせる誓約書で「損害が生じた場合は、弁済します。」などと記載しているケースがあると思います。そして、給料から天引きするというパターンですね。この「給与から天引きする」という点については労働基準法上の問題が発生します。

問題その1：労働基準法第24条では、①「賃金の全額支払いの原則」があるため、労働者の合意なく賃金から法律に基づくもの以外を天引き（控除）して支払うことを禁止しています。また、②賃金から天引き（控除）する場合には、「賃金控除に関する労使協定」の締結を必須義務としています。

問題その2：労働基準法第16条では、「労働契約の不履行について違約金を定め、又は損害賠償を予定する契約をしてはならない」とし、最初から「〇〇をしたら20万円支払う」等のように、事前に賠償金額を決めることを禁止しています。

誓約書にサインさせたからといって、被害額の全額を賃金から控除（天引き）できるわけではありません。発生した損害を弁償させることそれ自体が直ちに労基法違反となるものではありませんが、全額を本人負担とするのではなく、入社したばかりとか年齢が若い等の状況によっては賠償に応ずる資産状況に無いということもありますし、通常の業務活動において起こりうるリスクの範囲内であれば、企業が負担すべきであり損害賠償を求めることが難しいとしたケースもあります。

損害賠償を請求する場合、事態を招いた当事者の過失に応じた対応が求められ、本人が弁済（負担）すべき金額は、民事上の問題として当事者が話し合いで解決することが基本です（被害額の4分の1という判例があります）。

仮に、労使の話し合いで解決しない場合、例えば、労働局の「[個別労働紛争解決制度](#)」が活用できます。話し合いが決裂した場合は、被害を請求する会社側が民事訴訟を提起することもあるでしょう。

ご不明な点がございましたら、最寄りの労働基準監督署までお問合せください。



Ⅵ 労働安全衛生法改正 個人事業主等の安全衛生対策を強化

厚生労働省では、令和7年度の委託事業として「建設業の一人親方に対する安全衛生教育支援事業」を行っています。
安全衛生教育研修会は、公益社団法人全国労働基準関係団体連合会（全基連）が、グループ単位での開催を企画します。

令和7年度厚生労働省委託事業

建設業の一人親方等に対する安全衛生教育研修会

■建設業で働く人の死亡事故（2024年）
・労働者の死亡者は全産業 746 人のうち建設業では 232 人と断崖絶壁で最多！
・一人親方等の死亡者は 57 人
・労働者、一人親方等のいずれも、事故の隠れ蓑で、「墜落・転落」が最多！
■一人親方等でも多くの死亡事故が発生！
これって人ごとではないな...

グループ単位での研修会を企画してみませんか？

お申し込み方法のご案内

- ・令和7年度「建設業の一人親方等安全衛生研修会」をグループ単位で開催します。
- ・ただし、最少催行人員は、一人親方14名です。
- ・開催を希望される会社、組合等の担当者は、ホームページやQRコードからお申し込みください。
- ・研修会の内容に関するご質問、ご相談等は、お気軽にご連絡ください。

公益社団法人全国労働基準関係団体連合会
〒101-0047
東京都千代田区神田1丁目12番2号
三秀舎ビル6階
電話 03 (5283) 1030
FAX 03 (5283) 1032
安全衛生教育研修会詳細ページのURL
<https://www.zenkiren.com/jutaku/hitorioyakata/kenshukai.html>



無料

全基連 一人親方 研修会

検索

2023 年 4 月改正施行のリーフレット
もご参照ください。こちら

労働安全衛生法改正の主なポイント

個人事業者等の安全衛生対策の推進

労働者と同じ場所で働く個人事業者等を労働安全衛生法による保護の対象及び義務の主体として位置づけ、注文者等や個人事業者等自身が講ずべき各種措置を定めました。

(1) 注文者等の配慮 R7.5.14施行

労働安全衛生法第3条第3項に規定されている注文者などへの注文時の施工方法や工期などに対する配慮規定について、今回の法改正により、こうした規定が建設工事以外の注文者にも広く適用されることを明確化しました。

(2) 混在作業場所における元方事業者等への措置義務対象の拡大 R8.4.1施行

（特定）元方事業者が混在作業場所において、自社及び関係請負人等に雇用されている労働者の災害防止のために講ずべき必要な指導や連絡調整等の措置について、その対象が当該労働者から個人事業者等を含む作業従事者に拡大されました。
また、政令で定められた機械等または建築物を他の事業者等に貸与する者が災害防止のために講ずべき措置について、個人事業者等に貸与する場合にも当該措置を講ずることとされました。

(3) 業務上災害報告制度の創設 R9.1.1施行

個人事業者等の業務上災害が発生した場合には、災害発生状況などについて、厚生労働省に報告させることができることとしました。
報告主体や報告事項などの報告の仕組みの詳細は今後、関連する法令等により示すこととしています。

(4) 個人事業者等自身への義務付け R9.4.1施行

個人事業者等自身に対して、労働者との同一の場所において作業を行う場合に、①構造規格や安全装置を具備しない機械などの使用の禁止、②特定の機械などに対する定期自主検査の実施、③危険・有害な業務に就く際の安全衛生教育の受講などを義務付けることとしました。

Ⅶ 建設業の墜落・転落災害防止対策を徹底してください！



監督署から注意！



◆足場の組立て・解体、屋根上での作業などの「高所作業」において、親綱なし、安全帯（墜落制止用器具）未使用のケースが散見されます。

◆高所作業を行う際は、自らの命を守る「命綱」を確実に使い、墜落によるリスクから身を守ってください。

◆職長や作業主任者等は、作業者が安全帯を使用しているか必ず点検し、未使用を放置しないでください。

◆足場は「作業開始前点検」を確実に行ってください。

（※ 安衛則改正による点検表はホームページからダウンロードしてご使用ください。）

建設業対策（墜落・転落災害防止）足場点検チェックリスト

花巻監督署は、墜落・転落災害が増加していることから、「墜落・転落」による労働災害を防止するための資料を作成しました。

建設業以外の企業でも、墜落・転落災害の防止に向けてご活用ください。

➡ **建設業対策（墜落・転落災害防止）花巻監督署**

建設業の皆さまへ

建設業における墜落・転落災害をなくしましょう

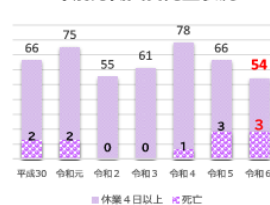
花巻監督署管内の建設業における休業4日以上労働災害では、「墜落・転落」が、最も多く、死亡災害や重い後遺障害となる事例が毎年発生しています。

また、建設業に対する監督指導結果では、足場の手すり・中さん・幅木等の不備や適切な昇降設備が無いなど、墜落・転落防止対策が確実に講じられていない状況も認められています。

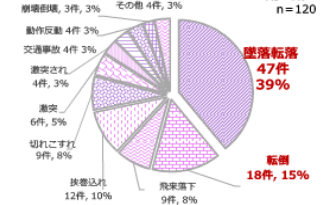
墜落・転落災害は、死亡事故や重篤な災害につながりやすく、様々な状況下で発生します。

本リーフレットを参考に、墜落・転落災害防止のためのポイントを再確認し、安全対策の遵守徹底をお願いします。

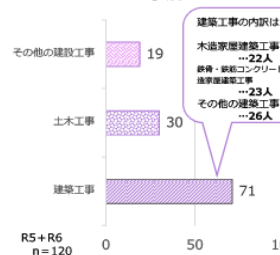
年別労働災害発生状況



事故の型別



工事別



経験・年齢別

	10歳代	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳以上	合計
3年未満	6	11	8	4	4	5	2	40
3～9年	3	8	8	6	3	1		29
10～19年	1	4	4	4	4	1	1	15
20～29年				4				
30年以上								
合計	6	15	20	20				





岩手労働局・花巻労働基準監督署



厚生労働省

ひと、くらし、みらいのために
Ministry of Health, Labour and Welfare

岩手労働局

花巻労働基準監督署

VIII 就業規則への記載はお済みですか？

令和7年4月から改正育児・介護休業法が施行されています。

厚生労働省では、育児・介護休業法に沿った制度等の規定例をご紹介します。パンフレットや厚生労働省ホームページ等を参考にして、法に沿った就業規則の整備を進めましょう。

【改正法のポイント】令和7年4月1日施行

①子の看護休暇の見直し、②介護休暇を取得できる労働者の要件緩和、③育児のための所定外労働の制限の対象拡大、④育児のための所定労働時間の短縮措置の代替措置追加、⑤育児のためのテレワーク導入を努力義務化、⑥育児のためのテレワーク導入を努力義務化、⑦介護離職防止のための雇用環境整備、個別周知・意向確認等の措置

【改正法のポイント】令和7年10月1日施行

⑧柔軟な働き方を実現するための措置、⑨柔軟な働き方を実現するための措置の個別周知・意向確認、⑩仕事と育児の両立に関する個別の意向聴取・配慮



・参考様式
・記載例
・Word版
などあります。
パンフレットを
ご覧ください。



育児・介護休業等に関する規則の規定例 | 厚生労働省 (mhlw.go.jp)

IX 改正育児等オンライン説明会

改正育児・介護休業法等が令和7年4月1日、10月1日と段階的に施行されます。10月施行の「柔軟な働き方を実現するための措置」は、事業場で検討し事前の意見聴取が必要になりますので、その対応方法について、オンライン説明会を開催します。

是非ご参加ください。

開催日	開催時間	定員	申込締切日
①令和7年8月22日(金) 午前	10:00~11:30	90名	8月15日(金)
②令和7年8月22日(金) 午後	13:30~15:00	90名	8月15日(金)
③令和7年8月28日(木)	13:30~15:00	90名	8月21日(木)
④令和7年9月4日(木)	13:30~15:00	90名	8月28日(木)
⑤令和7年9月16日(火)	13:30~15:00	90名	9月8日(月)

【内容】改正育児・介護休業法、改正次世代育成支援対策推進法
育児休業給付

【参加費】無料

【参加申込み】「労働局（労働基準関係）・労働基準監督署説明会等
受付サイト」のみで申込受付

※サイトを開き「岩手」を選択



説明会リーフレットはこちら↓

「改正育児・介護休業法等オンライン説明会」



説明会に使用する資料は、各回の申込締切日以降に
岩手労働局ホームページに掲載しますので、参加者は事前にダウンロードをお願いいたします。

X ご存じですか？「中退共」

ご存知ですか？

中退共の退職金制度。

中退共は、設立以来119万社以上の中小企業が利用している国の退職金制度です。

安心
国の退職金制度
安心・確実

有利
掛金は
全額非課税

簡単
外部積立型だから
管理がカンタン

**人材の
定着**
従業員の意欲の向上
にもつながります。

パートさんも
加入できます。
パートさんのための
特別掛金月額を
ご利用しています。

詳しくはホームページを
ご覧ください。

中退共 検索

QRコード

掛金の一部を国が助成。

手数料もかかりません。

事業主と生計を一にする
同居の親族のみを雇用する
事業所の従業員も、次の条件を
満たしていれば加入できます。

○小規模企業共済制度に加入していないこと
○事業主との雇用関係を確認できる
書類の提出が可能なこと
※掛金助成の対象となりません。

中退共制度のしくみ

① 加入申込	お近くの金融機関等の窓口でお申込みください。事業主が中退共と「退職金共済契約」を結び共済手帳が送付されます。
② 掛金納付	毎月の掛金は全額事業主負担で、口座振替で納付します。
③ 支払い	退職した従業員の請求に基づき、中退共から退職金が直接支払われます。

中退共 (独) 勤労者退職金共済機構
中小企業退職金共済事業本部

〒170-8055 東京都豊島区東池袋1-24-1
TEL.03-6907-1234 FAX.03-5955-8211

詳しくはこちら → <https://chutaiyo.taisyokukin.go.jp/>

XI 熱中症は労災補償で！

7月から連日のように30℃を超える猛暑が続き、熱帯夜も重なり暑さから解放されず、疲労が蓄積していませんか？

「熱中症」だけでなく、熱射病、脱水症状、熱疲労、熱虚脱なども労災補償の対象となります。

暑さによる体調不良で治療を受けた場合は、労災補償の対象となり得ますので、監督署労災課にご相談ください。

◆労災保険給付に関する請求についてはこちら↓

花巻監督署からのお知らせ → 「[労災保険給付関係の様式](#)」

◆労災保険給付に関するパンフレット → [各種パンフレット・FAQ](#)

⚠ 日々の対策を確実に実行して熱中症予防に努めましょう！

① 前日のチェック	☒ 仕事前日の飲酒は控えめに ☒ ぐっすり眠る ☒ 熱中症警戒アラートの確認
② 仕事前のチェック	☒ よく眠れたか ☒ 食事をしたか ☒ 体調は良いか ☒ 二日酔いしていないか ☒ 熱中症警戒アラートの確認
③ 仕事中のチェック	☒ 単独作業を避け、声をかけ合う ☒ WBGT値（熱中症指数）を把握 ☒ 水分・塩分の補給 ☒ こまめに休憩

⚠ 初動対応の遅れが死亡事故につながります。
[連絡体制の整備と周知を徹底しましょう！](#)